

浜松市公告第60号

浜松市の物品購入等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）第4条の規定に基づき公告する。

令和8年1月27日

浜松市長 中野 祐介

記

1 一般競争入札に付する事項

- | | |
|-------------|---|
| (1) 件名 | 令和7年度天竜土木整備事務所工事発生物件売扱契約（その3）
(課名 天竜土木整備事務所) |
| (2) 予定数量 | 鉄くず 41,520kg |
| (3) 売扱期間 | 契約締結日翌日～令和8年3月19日 |
| (4) 引渡場所 | 別紙仕様書のとおり |
| (5) 売扱物品の特性 | 別紙業務概要書のとおり |

2 入札及び契約担当課

〒431-3392 浜松市天竜区二俣町二俣481番地 天竜区役所南館2階
浜松市役所土木部 天竜土木整備事務所 総務グループ
電話 053-926-1561
FAX 053-926-1566
E-mail tn-doboku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本件入札は、次に掲げる全ての要件を満たす者に限り参加できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成20年10月1日浜松市告示第390号）の規定により、令和7・8年度の競争入札参加資格（物品 業種分類2091：不用品回収）の認定を受けているものであること。
- (3) 浜松市内に本店を有すること。
- (4) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める資格を有していること。

4 一般競争入札参加資格の確認申請

本件入札の参加希望者は、「物品購入等入札参加資格確認申請書（一般競争）」（以下「確認申請書」という。）を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。なお、参加資格の確認基準日は確認申請書の受付最終日とする。

(1) 提出方法

持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 受付期間

令和8年1月28日（水）から令和8年2月4日（水）まで（提出先に必着）

（持参の場合は、17項に記載する開庁時間内に限る。）

(3) 提出先

天竜土木整備事務所（2項に記載のとおり。）

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

(5) その他

ア 確認申請書に、希望する入札参加資格の確認結果の通知方法（①天竜土木整備事務所で受け取り、②郵送、③電子メールのいずれか一つ。詳細は5項に記載のとおり。）を記載すること。なお、郵送での通知を希望する場合は、確認申請書を提出する際に、110円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

イ 確認申請書に、入札書の提出方法の予定（①入札執行日時に入札場所へ持参、②事前提出、③郵送等のいずれか一つ。詳細は11項に記載のとおり。）を記載すること。なお、入札書の提出方法を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、天竜土木整備事務所へ連絡すること。

ウ 受付期間内に確認申請書を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

5 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

(1) 通知方法

次のいずれかの方法のうち、申請者が希望する方法により通知する。なお、原則として電話連絡はしない。

ア 天竜土木整備事務所で受け取り

イ 郵送（※郵送を希望する場合は、確認申請書を提出する際に、110円切手を貼った返信用封筒を添付すること。）

ウ 電子メール（※電子メールを希望する場合は、通知を受信するメールアドレスを確認申請書に記載すること。）

(2) 確認結果の通知日

ア 天竜土木整備事務所で受け取りの場合

令和8年2月9日（月）午後1時から令和8年2月10日（火）までの間に、天竜土木整備事務所で受け取ること。（17項に記載する開庁時間内に限る。）

イ 郵送又は電子メールの場合

令和8年2月9日（月）に発送又は発信する。

6 入札参加資格が無いと認められた者の理由説明要求

入札参加資格を確認した結果、入札参加資格が無いと認められた者は、本市に対しその理由

について説明を求めることができる。

(1) 要求方法

文書により説明を要求すること。また、当該文書は持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 要求期限

令和8年2月12日（木）まで（提出先に必着）

（持参の場合は、17項に記載する開庁時間内に限る。）

(3) 提出先

天竜土木整備事務所（2項に記載のとおり。）

(4) 様式

任意の様式を用いること。

(5) 要求への回答

説明を求められた日から2日以内に文書で行う。

7 仕様書等の提供方法

本件入札に係る契約書案、入札心得、仕様書及び業務説明書等（以下「仕様書等」という。）は、次のとおり提供する。

(1) 提供方法

本市ホームページに掲載

(2) 提供期間

令和8年1月27日（火）から令和8年2月17日（火）まで

8 仕様書等に対する質問

(1) 質問方法

質問書を持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 受付期間

令和8年1月27日（火）から令和8年2月6日（金）午後5時まで（提出先に必着）
（持参の場合は、17項に記載する開庁時間内に限る。）

(3) 提出先

天竜土木整備事務所（2項に記載のとおり。）

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

(5) 質問に対する回答

令和8年2月13日（金）から天竜土木整備事務所において閲覧に供するとともに入札参加者全員に質問に対する回答書を提供する。

9 本件入札に関する説明会

説明会は行わない。

10 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和8年2月18日（水）午前11時00分

(2) 場所 浜松市役所土木部天竜土木整備事務所 天竜区役所南館2階

11 入札書、入札用封筒及び郵送用封筒等の記載事項等

別紙「入札（見積合せ）の注意事項（物品購入用）」のとおり。

12 入札書の提出方法

(1) 提出方法

別紙「入札（見積合せ）の注意事項（物品購入用）」に従い、次のいずれかの方法により提出すること。

ア 入札執行日時に入札場所へ持参

イ 受領期間内に天竜土木整備事務所へ持参（以下「事前提出」という。）

ウ 受領期限までに天竜土木整備事務所へ郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）

(2) 事前提出の場合の受領期間及び提出先等

ア 受領期間

令和8年2月10日（火）から令和8年2月17日（火）まで

（17項に記載する開庁時間内に限る。）

イ 提出先

天竜土木整備事務所（2項に記載のとおり。）

(3) 郵送等の場合の受領期限及び送付先等

ア 受領期限

令和8年2月17日（火）午後5時まで（送付先に必着）

受領期限に遅れたときは、いかなる理由であっても当該入札書は無効とする。

イ 送付先

天竜土木整備事務所（2項に記載のとおり。）

(4) 提出方法の変更及び提出の取りやめ

確認申請書に記載した入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、天竜土木整備事務所へ連絡すること。

13 入札方法等

(1) 入札は1kgあたりの単価（税抜き）で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（小数点以下第2位まで記載可。）に当該金額100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

(2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

(3) 1回目の入札で落札者がいない場合には2回目の入札を実施するが、事前提出及び郵送等により提出した入札者は、2回目の入札に参加できない。

(4) 落札となるべき同価格の入札者が2者以上いる場合は、当該入札者にクジを引かせて落札者を定める。事前提出及び郵送等による入札者のクジは、当該入札者の代わりに本件入札事務に関係ない本市職員が引くものとする。

(5) 事前提出及び郵送等による入札者に対しては、原則として入札執行日の午後5時までに入札結果を電話又はその他の方法で連絡する。

(6) 本件入札は、本件入札公告に記載する事項のほか、「浜松市物品購入等の入札執行について（入札心得）」に基づき実施するので、入札参加者は入札心得を確認の上、入札に参加するこ

と。

14 入札の無効

浜松市契約規則第13条第1項の各号及び浜松市物品購入等に係る一般競争入札要領第9条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

※開札前に、人的関係のある複数の者が1者を除き入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効とはならない。

15 入札保証金

本件入札は、入札保証金を免除する。

16 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第76号）第1条第1項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

17 開庁時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）

物品購入等入札参加資格確認申請書（一般競争）

公告番号	浜松市公告第60号	公告年月日	令和8年1月27日
件名	令和7年度天竜土木整備事務所工事発生物件売扱契約（その3） (課名 天竜土木整備事務所)		
添付書類	「なし」		
入札参加資格の結果通知について希望する通知方法（※）	1 天竜土木整備事務所で受け取り 2 郵送 （110円切手を貼付した返信用封筒を添付） 3 電子メール （電子メールアドレスを記載）		
入札書の提出方法の予定（※）	1 入札執行日時に入札場所へ持参 2 事前提出 3 郵送等		
通知を受信する電子メールアドレス			
提出期限	令和8年2月4日		

<※該当する番号に丸を付けてください。>

上記のとおり一般競争入札に参加したく、資格の確認申請をいたします。

なお、浜松市公告第60号の物品購入等一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項に相違していないことを誓います。また、入札参加資格の結果通知について希望する通知方法及び入札書の提出方法の予定は、記載のとおりです。

令和 年 月 日

（あて先） 浜松市長

申請者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

(あて先) 天竜土木整備事務所

- ・質問提出期限 令和8年2月6日（金）午後5時 を厳守すること。

入札（見積合せ）の注意事項（物品購入用）

1 入札（見積）時に用意するもの

- ・ 入札（見積）書
- ・ 定型封筒
- ・ 筆記用具
- ・ 契約印（委任状により委任されている場合は不要）
- ・ 委任状（入札及び見積合せに関する権限を委任する場合は必須）
- ・ 代理人の印（委任状により委任されている場合は必須）

契約印または代理人の印を必ず持参してください

2 入札（見積）書

- ・ 入札（見積）書の記載内容は、通知書類の表記に基づき記載してください。
- ・ 入札（見積）書には、社名、代表（契約）者名、契約印（注1）が必要です。
※注1：委任状により委任されている場合は、代理人の印（委任状に押印した代理人の印）
- ・ 入札の場合は入札書2枚及び見積書1枚、見積合せの場合は見積書を3枚用意してください。
1枚は必要事項及び金額（税抜金額）を記載し、定型封筒に入れたものです。
残り2枚は、必要事項が記載してあるものの金額が未記載のものです。（押印必要）
〔1回で落札者が決定しない場合に必要になります。〕
- ・ 明細書を添付する場合は、一箇所をのり付けし、接合部分へ割印を押印してください。

3 委任状

- ・ 委任状は代表者でなく、代理人が入札（見積合せ）に参加する場合必要です。
- ・ 委任状は、社名、代表者名、契約印、代理人名及び代理人の印が必要です。
- ・ 代理人の印は認印で構いませんが、**シャチハタ（スタンプ）印は不可です。**
- ・ 委任状のある場合の入札（見積）書は、代理人名の記載と代理人の印（委任状に押印した代理人の印）が必要です。

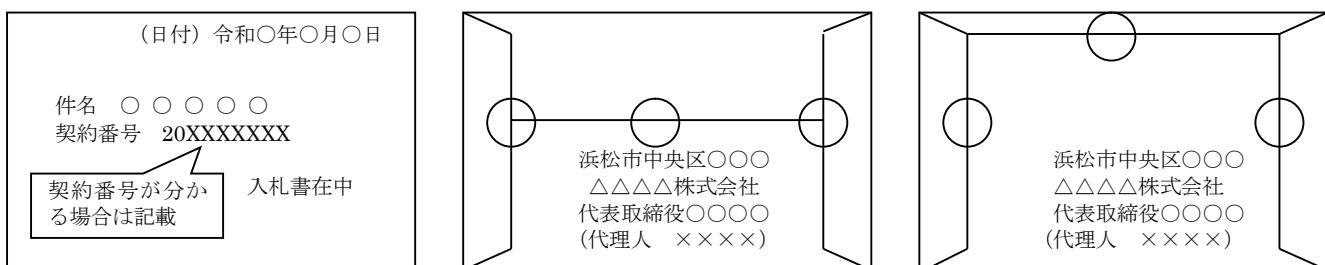
4 定型封筒

- ・ A4サイズの紙を三つ折して入る程度の大きさのものが必要です。
- ・ 封筒表面に日付、入札（見積合せ）の件名、契約番号（分かること）を記載してください。
- ・ 封筒裏面のつなぎ目に契約印（代理人の場合は代理人の印（委任状に押印した代理人の印））を押印し、封かんしてください。

（表面）

（裏面1）

（裏面2）



5 その他

- ・ 入札（見積合せ）時に入札（見積）書が入った封筒と委任状を提出していただきます。
- ・ 入札関係書類は、**浜松市ホームページ → 産業・ビジネス → 発注情報（入札・契約）→ 物品契約情報** に格納しておりますので、必ずご確認ください。
- ・ 不明な点は、**天竜土木整備事務所総務グループ TEL 053-926-1561** までご連絡ください。

令和6年10月1日改正

浜松市物品購入等の入札執行について（入札心得）

（目的）

第1条 浜松市（以下「市」という。）が発注する物品の購入、製造、修繕若しくは売払い又は業務委託（建設工事関連業務委託を除く。）、賃貸借（土地又は建物の賃貸借を除く。）若しくは役務の提供（以下「物品購入等」という。）の一般競争入札、指名競争入札又は随意契約（見積合せ）（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者は、浜松市契約規則その他関係法令に定めるもののほか、契約書案、設計書、仕様書及び業務説明書（以下「仕様書等」という。）等の必要な条件を承諾のうえ、この入札心得の定めるところにより、競争入札等に参加するものとする。

なお、随意契約（見積合せ）による場合もこれに準じて執行するので、「入札」を「見積合せ」と読み替えるものとする。

（競争入札等への参加）

第2条 一般競争入札に参加しようとする者は、一般競争入札の公告（以下「公告」という。）の指定期日までに、必要書類を添えて入札参加資格確認申請書（一般競争）（別紙様式）を提出し、参加資格の確認を受けるものとする。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 競争入札等に参加できる者は、一般競争入札においては公告に示した参加資格条件を満たし、市長から参加資格があると認められた者及び指名競争入札又は随意契約においては市長から物品購入等の指名通知（以下「指名通知」という）を受けた者（以下「入札参加者」という。）とする。

（入札等）

第3条 入札参加者は、市指定の入札書を作成、封かんのうえ、表面に「入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所又は所在地及び氏名又は名称を記載し、公告又は指名通知等に示した提出方法にて、入札書を入札担当課に提出すること。

なお、時間に遅れた者は、棄権したものとみなす。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

3 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

4 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とはできない。

5 入札参加者（代理人を含む。）は、入札書に使用する印鑑を持参すること。

（入札の辞退）

第4条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、次の方法により入札を辞退すること

とができる。

- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により提出する。
- (2) 入札執行中にあっては、入札書に辞退する旨を記載し、入札執行者に提出する。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。
(入札保証金)

第 5 条 入札保証金は、公告又は指名通知に特に記載してある場合を除き、全額免除とする。

(公正な入札の確保)

第 6 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第 7 条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(入札の無効)

第 8 条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札等に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札参加資格確認申請書（一般競争）に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 一般競争入札参加資格があると確認され、その後入札執行時点において参加資格を失った者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 入札事項若しくは価格を表示しない又は不明確な入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者のした入札
- (10) 入札に際して不正の行為があったと認められる入札
- (11) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

ア 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員（持分会社の業務を執行する社員、株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。）又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に

規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。)

(イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

(12) 仕様書等に示した条件等、競争入札等に関する条件に違反した入札

2 前項の規定による入札の無効に対しては、異議の申立てができるない。

適用される消費税率を使用すること

(入札金額)

第9条 入札金額は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100／110分の100に相当する金額を記入すること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記入された当該金額の100分の8／100分の10に相当する額を、当該金額に加算した金額をもって落札価格とする。

(落札者の決定)

第10条 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にクジを引かせて落札者を定める。この場合、クジを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係ない職員にクジを引かせる。

2 最低制限価格を設定する入札においては、最低制限価格を下回る価格で入札を行った者は失格とする。

(再度の入札)

第11条 開札の結果、落札者がないときは、1回を限度として直ちに再度の入札を行う。

ただし、予定価格を入札執行前に公表したときは再度の入札は行わない。

2 前項の規定による再度の入札には、第1回目の入札において、次の各号の一に該当した者は参加できない。

(1) 入札に参加しなかった者又は入札を辞退した者

(2) 第8条第1項の規定による無効の入札を行った者及び第10条第2項の規定により失格となった者

(3) 事前提出及び郵送等による入札参加をした者

3 再度の入札の結果、落札者がない場合で随意契約に切り替えることが可能であるときは、最低の価格の入札を行った者から、2回を限度として見積書を徴取する。

(落札の取消)

第12条 次の各号の一に該当するときは、落札を取り消す。

- (1) 落札者が指定の期限内に契約を締結しないとき。
- (2) 入札者又は落札者が不正の入札をしたと認めたとき。
- (3) 落札者が入札資格に欠け又は欠けたことを発見したとき。
- (4) 落札者が自己の責に帰すべき理由によって既に締結した他の契約を解除されたとき。
- (5) 落札の決定後特別の理由によって契約の締結ができないとき。

(契約の締結)

第 13 条 落札者は、落札の申し渡しを受けたときは、市長が指定する日までに契約を締結しなければならない。

(契約の保証)

第 14 条 契約保証金は、公告又は指名通知に特に記載してある場合を除き、全額免除とする。

(同一業務委託等入札参加者間の下請負禁止)

第 15 条 受託者は、市長が特別の必要があると認めた場合を除き、同一業務委託等に係る入札の参加者を当該業務委託等の下請負人にしてはならない。

(異議の申立て)

第 16 条 入札参加者は、入札後、関係法令、規則及びこの心得並びに仕様書、業務説明書等を理由として、異議を申立てることはできない。

(総合評価落札方式に関する特例)

第 17 条 令 167 条の 10 の 2 第 1 項の規定により落札者を決定する一般競争入札案件の場合は、公告によりその旨を明記するものとする。

- 2 前項の場合は、第 10 条の規定に替えて、浜松市総合評価落札方式による業務委託競争入札要領（以下「要領」という。）第 11 条の規定を適用する。
- 3 第 1 項の場合でくじにより落札者を決定する場合は、要領第 11 条第 3 項の規定を適用する。

電子契約サービスを利用した 契約締結（電子契約）について

浜松市における「浜松市DX推進計画」の一環として、電子契約の導入を進め
ており、本案件を電子契約の対象とします。

概要等をご覧いただき、電子契約を希望される場合は、落札決定後から3日以
内（土日祝除く）に「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を下記担当課あ
てに提出してください。

なお、電子契約を希望されない場合は、従来どおり書面での契約が可能です。
手続きについても従来から変更ありません。

【提出先】

担当課	浜松市土木部天竜土木整備事務所
電話	053-926-1561
メールアドレス	tn-doboku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

<電子契約の概要>

契約締結から契約書管理まで可能なクラウド型の電子契約サービスです。契約
書をアップロードし、発注者及び受注者が合意することで契約を結ぶことが可
れます。

契約締結の際には、紙の契約書に印鑑を押す代わりに、電子契約サービスのク
ラウド上にある契約書データに電子署名とタイムスタンプが付与されます。

電子署名とタイムスタンプにより、「誰が」「いつ」承認したか、長期にわた
って証明されます。電子契約サービスのクラウドには、高度なセキュリティ対策
が講じられていますので、安心してご利用いただけます。

<電子契約のメリット>

○契約締結の業務効率化

- ・契約書の製本や押印が不要となります
- ・契約書の受け取りや持参による移動がなくなります

○コスト削減

- ・印刷、製本、郵送や移動にかかる費用を削減できます
- ・収入印紙が不要となります

○いつでもどこでも

- ・インターネットと電子メールが使える環境であれば、どこでも利用できます
- ・24時間365日利用できます（メンテナンス等により利用停止になる場合
を除く）

電子契約の標準的なフロー

0日目

開札、落札決定

3日後まで

- 「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の作成、提出(電子メール)

4日後まで

- 契約書類の確認、承認(担当者、契約締結権限者)

5日後まで

契約締結

- 契約書の保管

※開札日からの日数は土日祝を除きます。

※開札から契約までの日程は変更になる場合もあります。

● 受託者(事業者)

◆ 委託者(市)

様式1

電子契約同意書兼メールアドレス確認書

契約番号： -

課名：天竜土木整備事務所

件名：令和7年度天竜土木整備事務所工事発生物件売扱契約（その3）

上記案件に係る契約（契約変更の必要が生じた場合における変更契約含む）について、電子契約による締結に同意し、契約締結に必要な情報を提出します。

1. 契約締結権限者の情報

氏名：

電話番号：

メールアドレス：

※入札参加資格登録のある代表者と同じである必要はありません。

2. 契約事務担当者の情報

氏名：

電話番号：

メールアドレス：

※契約締結権限者と同じ場合、記載不要です。

※契約締結権限者と同じメールアドレスは登録できません。

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

【注意事項】

- ※ 本書は押印不要です。電子メールに添付のうえ、提出してください。（Word形式）
- ※ 提出した情報に変更があった場合は、速やかに報告してください。
- ※ 共同企業体の場合は、全構成員が「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出してください。

物品売扱契約書（単価契約）（案）

頭書

1 契約件名 令和7年度天竜土木整備事務所工事発生物件売扱契約（その3）

2 売扱期間 契約締結日翌日から令和8年3月19日まで

3 売扱物品及び売扱単価

品名	売扱単価 (消費税及び地方消費税込み)	売扱単価のうち、消費税及び 地方消費税の額
鉄くず	1kg 当たり	円

4 引渡場所 浜松市天竜区二俣町大園地内（大園資材置場）
浜松市天竜区山東地内（五明資材置場）
浜松市天竜区水窪町奥領家地内（スマモ資材置場）
浜松市天竜区水窪町奥領家地内（草木高架橋下仮資材置場）

5 内容 別紙仕様書のとおり

6 契約保証金 浜松市契約規則第27条第1項第3号により免除

7 売扱代金の支払期限 納入通知書を発する日から20日以内

売扱人と買受人は、上記の売扱物品について、上記の頭書及び裏面の条項により売買契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、当該者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売扱人 所 在 地 浜松市中央区元城町103番地の2
名 称 浜松市
代 表 者 浜松市長 中野祐介 印

買受人 住所又は所在地
商号又は名称

代 表 者

印

条 項

(総則)

- 第1条 売扱人及び買受人は、この契約書に基づき、別紙の仕様書等に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 この契約書と仕様書等で記載内容に相違があるときは、仕様書等の記載内容が優先するものとする。
- 3 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、催告及び解除（以下「指示等」という。）は、書面によって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、売扱人及び買受人は、指示等を口頭で行うことができるものとする。
- 4 売扱人及び買受人は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- 5 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、買受人の負担とする。

(売扱)

- 第2条 頭書2に記載する売扱期間中、売扱人は、頭書3に記載する売扱物品を頭書3に記載する売扱単価で買受人に売り払い、買受人は、これを買い受けるものとする。

(売扱代金)

- 第3条 売扱代金は、売扱物品ごとの売扱単価に、売扱物品ごとの売扱数量を乗じて得た金額の合計金額とする。なお、売扱単価に売扱数量を乗じて得た金額に1円未満の端数が生じるときは、売扱物品ごとに当該端数を切り捨てた上で合計した金額を売扱代金とする。

(売扱数量)

- 第4条 売扱数量は、買受人が計量等をした上で売扱人に報告し、売扱人がこの報告を確認して定めるものとする。

(引渡し等)

- 第5条 売扱人は、頭書2に定める期間内に、売扱物品を、頭書4に記載する場所で、買受人に引渡すものとする。
- 2 買受人は、売扱物品の引渡し後遅滞なく、売扱物品を引渡し場所から搬出するものとし、その費用は、買受人が負担するものとする。

(所有権の移転)

- 第6条 売扱物品の所有権は、引渡しをもって、売扱人から買受人に移転するものとする。

(売扱代金の支払い)

- 第7条 買受人は、売扱代金を、売扱人の発行する納入通知書により、頭書7に記載する日までに、売扱人に支払うものとする。

(遅延損害金の徴収)

第8条 買受人は、指定する期日までに売払代金が支払われなかった場合においては、買受人は、未払金額につき、遅延日数に応じこの契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率(以下「財務大臣が決定する率」という。)を乗じて計算した金額を遅延損害金として売扱人に支払うものとする。

(契約不適合責任)

第9条 この契約の締結後、買受人は、売扱人に対し、引渡しを受けた売払物品について、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由とする履行の追完請求、売払代金の減額請求、損害賠償請求、契約の解除をすることができない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第10条 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、売扱人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、買受人は、売払単価(この契約締結後、売払単価に変更があった場合には、変更後の売払単価)に予定数量を乗じて得た額(複数単価契約の場合には、各売払単価に各予定数量を乗じて得た額の合計額)の100分の20に相当する額を違約金として売扱人の指定する期間内に売扱人に支払わなければならない。この契約が履行された後においても、同様とする。

- (1) この契約に関し、買受人(第5号を適用する場合にあっては、「買受人」を「買受人に対しての売払物品の引渡者」に読み替える。以下第4号まで同じ。)が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は買受人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が買受人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が買受人又は買受人が構成事業者である事業者団体(以下「買受人等」という。)に対して行われたときは、買受人等に対する命令で確定したもの)をいい、買受人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。各号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、買受人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (4) この契約に関し、買受人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）による改正前の刑法第96条の3（情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第8条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）又は独占禁止法第89条第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 読み替え後の前各号のいずれかに該当し、かつ、当該該当事項により買受人がこの契約において不当な利益を得たと売扱人が認めるとき。
- 2 買受人が前項の違約金を売扱人の指定する期間内に支払わないときは、買受人は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延損害金を売扱人に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、売扱人に生じた実際の損害額が同項の規定による違約金の額を超える場合においては、売扱人が当該超過する金額の賠償を買受人に請求することを妨げるものではない。
- 4 第1項の規定に該当したことによりこの契約を解除された場合において、第13条の規定により違約金を支払うときにおいても、売扱人が第1項の違約金の支払を買受人に請求することを妨げるものではない。

（契約の解除）

第11条 売扱人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を催告なく解除することができる。

- (1) 買受人が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) この契約の締結又は履行について、買受人又はその従業員に不正の行為があったとき。
- (3) 売扱人において買受人が、この契約を履行することができないと認めたとき。
- (4) 破産手続開始の決定を受けたとき。
- (5) 買受人（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下の号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（買受人が個人である場合にはその者を、買受人が法人である場合にはその役員及び物品供給等の契約を締結する事業所の代表者をいう。以下の号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下の号において同じ。）又は暴力団員等が經營に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している

と認められるとき。

才 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、この契約の条項に違反したとき。

(契約解除時の対応)

第12条 売扱人は、前条の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより買受人に損害が生じたときであっても、何ら賠償又は補償することを要しない。

(契約解除による違約金)

第13条 買受人は、第11条の規定により契約を解除されたときは、売扱単価（この契約締結後、売扱単価の変更があった場合には、変更後の売扱単価）に予定数量を乗じて得た額（複数単価契約の場合には、各売扱単価に各予定数量を乗じて得た額の合計額）の100分の10に相当する額の違約金を売扱人の定める期日までに納めなければならない。

(返還金等)

第14条 売扱人は、第11条に規定する解除権を行使したときは、買受人が支払った売扱代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

- 2 前項本文に規定する場合であっても、売扱人は、買受人が負担した契約に要した一切の費用を負担しない。
- 3 第1項本文に規定する場合であっても、売扱人は、買受人が支払った違約金又は売扱物品に支出した必要費、有益費その他一切の費用を償還しない。

(損害賠償)

第15条 買受人は、この契約に定める義務を履行しないために売扱人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として売扱人に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第16条 売扱人は、第14条第1項の規定により売扱代金を返還する場合において、前条の規定により買受人に対して損害賠償債権を有するときは、当該債権の全部又は一部と買受人の売扱人に対する売扱代金返還債権の全部又は一部とを対当額にて相殺することができる。

(暴力団の排除のための協力)

第17条 買受人は、この契約の遂行に当たり、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、売扱人に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力をを行わなければならない。

(規則等の遵守)

第18条 この契約書に定めるもののほか契約履行にあたっては、浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）及び関係法令を遵守しなければならない。

(協議)

第19条 この契約の定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、売扱人と買受人とが協議の上、定めるものとする。

(雑則)

第20条 この契約の履行に関して売扱人と買受人との間で用いる言語は、日本語とする。

2 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

3 この契約の履行に関して売扱人と買受人との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

4 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、売扱人の事務所の所在地を管轄する日本国 の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

仕様書

本仕様書は、浜松市が排出した鋼材等の回収、買い受けについて適用する。

1 契約名称

令和7年度天竜土木整備事務所工事発生物件売扱契約（その3）

2 契約内容

浜松市土木部天竜土木整備事務所が執行する事業において発生した鋼材等の売扱契約。

3 売扱対象

浜松市土木部天竜土木整備事務所が執行する事業において発生した鉄くず（原則として不純物（土塊、石等）を除外したものに限る）

4 引渡場所

浜松市天竜区二俣町大園地内（大園資材置場）

浜松市天竜区山東地内（五明資材置場）

浜松市天竜区水窪町奥領家地内（スモモ資材置場）

浜松市天竜区水窪町奥領家地内（草木高架橋下仮資材置場）

※引き渡し場所は別添業務概要書「位置図」を参照

5 売扱期間

契約締結日翌日から令和8年3月19日まで

6 引渡内容

I 引渡について

①引渡の時間

午前9時00分から午後5時00分まで

②引渡作業・計量作業

売扱対象の運搬、計量

引渡場所からの運搬作業は、売扱人の指示により、買受人が請け負うものとする。

II 売買対象の数量

①予定数量

鉄くず 41, 520 kg

※内訳は別紙業務概要書「数量明細表」を参照

※上記は予定数量であり、最終的な売扱数量実測により変動する可能性がある。

※売扱数量の増減に関わらず、買受人は売扱物を買受しなければならない。

※売扱期間内に追加で売扱可能な鋼材が発生した場合、協議のうえ売扱対象とすることが出来る。

②売扱数量

- ・売扱数量は、計量票の実量とする。(計量票の原本提出すること)
- ・計量票の合計に小数点以下がある場合は小数点第1位(小数点第2位四捨五入)までとする。
- ・原則として不純物を除外した資材のみを売買の対象とする。

計量時、売扱対象に不純物の付着が認められた場合、売扱人と買受人が協議のうえ、不純物の重量に相当する数値を計量票の実量より減した数値を、売扱数量とすることが出来る。

III 引渡しの記録

計量時、売扱対象に不純物の付着が認められ、不純物の重量に相当する数値を計量票の実量より減した数値を売扱数量とする場合、買受人は不純物の写真を撮影し、記録を行うこと。写真が無い場合、売扱人は計量票の実量通りの数値を売買数量とすることが出来る。

7 提出書類（成果物）

- ・売扱完了報告書
- ・計量票（買受人の様式）
- ・写真（必要に応じて引渡時、計量時の写真）
- ・鋼材売扱集計表

業務概要書

大園備蓄資材置場【位置図】



五明備蓄資材置場【位置図】





草木高架橋仮資材置場【位置図】



数量明細表

【大園資材置場】

数量明細表

【大園資材置場】

数量明細表

【五明資材置場】

数量明細表

【五明資材置場】

数量明細表

【五明資材置場】

数量明細表

【スモモ資材置場】

数量明細表

【草木高架橋仮資材置場】

数量明細表

【草木高架橋仮資材置場】

数量明細表

【草木高架橋仮資材置場】

明細No	資材置場名称	工事件数	鉄くず 質量 (kg)
大園①～⑥	大園資材置場	6	15,808
五明①～⑪	五明資材置場	11	4,402
スモモ①	スモモ資材置場	1	14,220
草木①～⑨	草木高架橋 仮資材置場	9	7,090
合計		27	41,520

大園資材置場



大園①

令和6年度道路メンテナンス国庫補助事業(国)152号
大川桟道橋橋梁修繕・補強工事



大園②

大園②

令和6年度市単独土木施設災害復旧事業
(一)熊小松天竜川停車場線道路灾害復旧工事(阿
寺橋南)(2/5降雨)

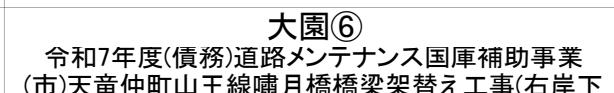
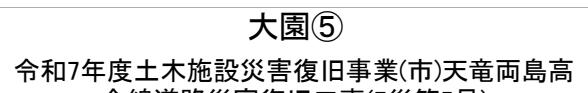


大園③

令和6年度国県道整備国交付金事業(社資交)
(国)152号道路改良工事(水窪-佐久間12工区)

大園④

令和6年度土砂災害対策道路国庫補助事業
(国)152号道路防災工事(地頭方-城西A142)



大園⑤

令和7年度土木施設災害復旧事業(市)天竜両島高
金線道路灾害復旧工事(7災第5号)

大園⑥

令和7年度(債務)道路メンテナンス国庫補助事業
(市)天竜仲町山王線嘯月橋橋梁架替え工事(右岸下
部工)

五明資材置場



五明①

令和6年度過疎対策道路修繕単独事業(主)飯田富山佐久間線道路防災工事(上市場その2)

五明②

(国)362号交通安全施設修繕工事 春G(R07-7-0091)



五明③

令和6年度道路メンテナンス国庫補助事業(市)春野一草橋線一草橋橋梁修繕工事

五明④

令和7年度市単独土木施設災害復旧事業(市)春野久保田豊岡線(郷島南)道路災害復旧工事(6/23降雨)



五明⑤

令和7年度市単独土木施設災害復旧事業(一)水窪森線道路災害復旧工事(6.14~6.15豪雨)(水2)(水3)(水4)(水5)

五明⑥

令和7年度道路維持修繕単独事業(一)水窪森線落石防護柵修繕工事(奥山住橋西)

五明資材置場



五明⑦

令和6年度市単独土木施設災害復旧事業(市)春野
中村外山線道路災害復旧工事(6/23降雨)

五明⑧

令和7年度交通安全施設等整備・修繕国県道単独
事業(一)中部天竜停車場線案内標識板修繕工事
(管理番号20230027)



五明⑨

令和7年度市単独土木施設災害復旧事業(市)春野
久保田豊岡線豊岡線(郷島北)道路災害復旧工事
(4/28-29豪雨)

五明⑩

令和6年度(債務)道路メンテナンス国庫補助事業
(国)362号篠原橋1橋梁修繕・補強工事(仮橋設置)



五明⑪

令和6年度土木施設災害復旧事業(主)藤枝天竜線
道路災害復旧工事(6災第3号)

スモモ資材置場



スモモ①

令和6年度自転車等対策駐輪場維持管理事業水窪
駅前駐輪場撤去工事

スモモ①

令和6年度自転車等対策駐輪場維持管理事業水窪
駅前駐輪場撤去工事



スモモ①

令和6年度自転車等対策駐輪場維持管理事業水窪
駅前駐輪場撤去工事

スモモ①

令和6年度自転車等対策駐輪場維持管理事業水窪
駅前駐輪場撤去工事

草木高架橋仮資材置場



草木①

令和5年度(債務)高規格幹線道路ICアクセス道路整備国庫補助事業(国)152号(池島-大原)道路改良工事(第2工区)



草木②

令和5年度高規格幹線道路ICアクセス道路整備国庫補助事業(国)152号(池島-大原)道路改良工事((仮称)7号橋A2取合工)



草木③

令和6年度土砂災害対策道路国庫補助事業
(国)152号道路防災工事(池島-長尾A413)



草木④

令和6年度高規格幹線道路ICアクセス道路整備国庫補助事業(国)152号(池島-大原)道路改良工事(河川付替2右岸)



草木⑤

令和5年度(債務)高規格幹線道路ICアクセス道路整備国庫補助事業(国)152号(池島-大原)道路改良事業に伴う道路付替工事((市)水窪桂山線)

草木⑤

令和5年度(債務)高規格幹線道路ICアクセス道路整備国庫補助事業(国)152号(池島-大原)道路改良事業に伴う道路付替工事((市)水窪桂山線)

草木高架橋仮資材置場



草木⑥

令和6年度(債務)道路メンテナンス国庫補助事業
(国)152号翁川橋橋梁修繕・補強工事



草木⑦

令和5年度(債務)高規格幹線道路ICアクセス道路整備国庫
補助事業(国)152号(池島一大原)(仮称)2号橋下部工工
事(A1,P1)



草木⑧

令和7年度高規格幹線道路ICアクセス道路整備国庫補助
事業(国)152号(池島-大原)道路改良工事(河川付替2右
岸)



草木⑧

令和7年度高規格幹線道路ICアクセス道路整備国庫補助
事業(国)152号(池島-大原)道路改良工事(河川付替2右
岸)

草木⑨

令和7年度道路メンテナンス国庫補助事業(国)152
号池島第1橋橋梁修繕工事